現行

(前略)

(割引定期乗車券の発売)

- 第27条第25条第1項又は同条第4項の規定により通学定期乗車券を発売する場合、次の各号に掲げる指定学校の学生、生徒、児童又は訓練生に対しては、当該指定学校に通う場合で、通学証明書を提出したとき又は旅客規則第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、旅客会社線区間について割引の通学定期乗車券を発売する(第25条第4項の実習場等に通う場合は、通学証明書を提出したときに限る。)。この場合、通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用の証明書の発行者においてその区分欄に、第1号及び第2号の生徒又は児童に対するものは「義務課程」、第3号及び第4号の生徒又は学生に対するものは「高等課程」、第5号の訓練生に対するものは「普通職業訓練」と赤書きするものとする。
  - (1) 中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)及び特別支援学校の中学部の生徒

(中略)

(5) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の<u>6</u>に規定する公共職業能力開発施設において普通職業訓練(短期課程にあっては、中学校卒業者等を対象とする訓練期間が1年のものに限る。)を受ける訓練生

(以下略)

改正

(前略)

(割引定期乗車券の発売)

- 第27条第25条第1項又は同条第4項の規定により通学定期乗車券を発売する場合、次の各号に掲げる指定学校の学生、生徒、児童又は訓練生に対しては、当該指定学校に通う場合で、通学証明書を提出したとき又は旅客規則第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、旅客会社線区間について割引の通学定期乗車券を発売する(第25条第4項の実習場等に通う場合は、通学証明書を提出したときに限る。)。この場合、通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用の証明書の発行者においてその区分欄に、第1号及び第2号の生徒又は児童に対するものは「義務課程」、第3号及び第4号の生徒又は学生に対するものは「高等課程」、第5号の訓練生に対するものは「普通職業訓練」と赤書きするものとする。
  - (1) 中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。) 及び特別支援学校の中学部の生徒

(中略)

(5) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の<u>7</u>に規定する公共職業能力開発施設において普通職業訓練(短期課程にあっては、中学校卒業者等を対象とする訓練期間が1年のものに限る。)を受ける訓練生

(以下略)

附則

この通達は、平成30年4月21日から施行する。